

○山形大学農学部教員選考基準

平成22年1月28日

制定

改正 平成26年3月28日

平成27年5月28日

平成28年9月21日

令和2年3月13日

令和4年1月6日

第1条 山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学部に配置される教員の選考については、国立大学法人山形大学教員選考規程で定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

第2条 本学部の教授の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者
- (3) 岩手大学大学院連合農学研究科の主指導教員の資格要件を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

第3条 本学部の准教授の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者
- (3) 岩手大学大学院連合農学研究科の副指導教員の資格要件を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

第4条 本学部の講師の選考は、次の各号の全てに該当する者について行う。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者
- (3) 岩手大学大学院連合農学研究科の副指導教員の資格要件を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

第5条 本学部の助教の選考は、次の各号に該当する者について行う。

- (1) 任用時に博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (2) 研究業績について、別表に定める基準を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教員人事委員会が認めた者を該当者とすることができる。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月28日)

この規程は、平成27年5月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年9月21日)

この規程は、平成28年9月21日から施行し、平成28年6月22日から適用する。

附 則(令和2年3月13日)

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月6日)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

山形大学農学部における研究業績の基準

職種	著書及び学術論文総数	左のうち、最近5年間に発表された著書及び学術論文
教授	20編以上	5編以上 (筆頭著者、筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 3編以上)
	【上記のうち学術論文のみ】 10編以上	【上記のうち学術論文のみ】 3編以上 (筆頭著者、筆頭著者同等貢献者(Equal contribution)又は Corresponding author 3編以上)
准教授	10編以上	3編以上 (筆頭著者2編以上)
	【上記のうち学術論文のみ】 7編以上	【上記のうち学術論文のみ】 3編以上(筆頭著者2編以上)
講師	8編以上	3編以上 (筆頭著者2編以上)
助教	2編以上	2編以上 (筆頭著者1編以上)

※ 学術論文とは、レフェリー制のある学術雑誌に掲載されたものとする。